

令和 3 年度の供用結果を踏まえた
大雪山国立公園松仙園地区適正利用推進計画の検討予定について

令和 3 年度の供用結果を踏まえて、大雪山国立公園松仙園地区適正利用推進計画及びその関連事項に関し、次回の令和 3 年度大雪山国立公園適正利用推進協議会において、次の論点についてご意見を伺いたいと考えている。

【論点】

1. 大雪山国立公園松仙園地区適正利用推進計画のうち「3. 利用ルールに関する事項」について

現行の利用ルールに関しては、松仙園地区の極めて自然性の高い特異な自然環境を保全し、利用による影響を最小限に止めるために必要なものであると考えている。

今後、現行の利用ルールを維持し、利用ルールが設定されている趣旨を、登山者ひとりひとりが適切に理解することを目標として、引き続き普及啓発を続けていきたい考えであるが、その点についてご意見を伺いたい。

2. 管理者の権限に基づき、歩道管理者が設定した任意の計画に基づくルールの設定と運用について

(法令に基づく規制としてではなく)管理者の権限に基づき利用ルールが設定されているのは、「大雪高原温泉沼めぐり登山コース」に引き続き 2 例目である。また、松仙園登山道は、管理施設の内部をとおる歩道の入口に出る構造となっていない登山道では初めての試みである。

管理者の権限に基づき設定する利用ルールに関する、自然環境保全上の効果、適正利用推進上の効果について一定の評価をしたく、ご意見を伺いたい。

3. 利用調整地区指定の必要性について

平成 28 年 12 月に開催した、第 1 回大雪山国立公園松仙園地区適正利用推進協議会において、利用調整地区指定の可能性も踏まえ「松仙園地区利用適正化協議会」は残置することとした。

また、松仙園地区の供用開始後 2 年程度後に、利用調整地区への指定の必要性を「松仙園地区適正利用推進協議会」のご意見を聞いて検討し、この際にあわせて「松仙園地区利用適正化協議会」の存続又は廃止を判断することとしている。この点について、ご意見を伺いたい。

第1回松仙園地区適正利用推進協議会(平成28年12月22日)資料(抜粋、一部改変)

項目	平成27年度までの検討状況	平成28年度以降の予定
松仙園地区の管理手法	<p>自然公園法第23条に基づく利用調整地区に指定</p> <p>利用調整地区に立入るには認定が必要。認定を受けるためには立入の基準()を満たす必要がある。 基準では、歩道の供用期間、利用ルート(一方通行)、利用者の指導(ヒグマ対策)等を定める。</p> <p>モニタリングを実施して、必要に応じた立入りの基準の見直し。</p>	<p>環境省が歩道事業執行者として歩道を管理し、その周辺環境をモニタリング</p> <p>歩道管理者権限による利用ルール()を策定し、利用者に遵守を促す。 歩道の供用期間、利用ルート(一方通行)、利用者の指導(ヒグマ対策)等</p> <p>モニタリングを実施して、必要に応じた利用ルールの見直し。 利用が周辺環境に与える影響に関するモニタリング結果に基づき、利用者の増加による影響を検出する科学的データを取得。影響が出ていれば、利用調整地区の指定手続きに入る(注)</p>
協議会の位置づけ	<p>名称「松仙園地区利用適正化協議会」 下記計画の策定及び運用の実施主体。</p> <p>協議会の構成員は関係行政機関。関係団体及び専門家は、意見を述べるができる。</p>	<p>名称「松仙園地区適正利用推進協議会」 北海道地方環境事務所が、任意の計画を定めるために、地元関係者に意見を聞くもの。 協議会の構成員は、関係行政機関及び関係団体。専門的な助言を得るため、専門家も参画できる。</p>
策定する計画及びその位置づけ	<p>「松仙園地区利用適正化計画」を策定。</p> <p>利用調整地区を管理するため、環境省自然環境局長通知に基づき定める計画。</p>	<p>「松仙園地区適正利用推進計画」を策定。</p> <p>北海道地方環境事務所が、自然性の高い湿原を通る歩道を、適切に管理するために、任意で定める計画。</p>

注...利用調整地区指定の可能性も踏まえ「松仙園地区利用適正化協議会」は残置。松仙園地区の供用開始後2年程度後に、利用調整地区への指定の必要性を「松仙園地区適正利用推進協議会」のご意見を聞いて検討し、この際にあわせて「松仙園地区利用適正化協議会」の存続又は廃止を判断する。